

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1187号

2025年（令和7年）8月29日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 飯島 奈津子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2025年（令和7年）8月8日付けで諮問（第1187号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に番号法等、関連法が公布され、導入された番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入された。

これら関連法により国民一人一人に付番された個人番号を基に2017年（平成29年）1月から社会保障、税及び災害対策分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報、税に関する情報及び他給付状況等の情報連携が行政機関間において行われている。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構が運営する情報提供ネットワークシステムを介して行われている。

番号法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を特定個人情報保護評価といい、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、評価対象の事務の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数、過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無によるしきい値判断を行う。

個人の市・県民税・森林環境税に関する事務のしきい値判断については、対象人数は住民登録を有する者のうち、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約44万人分、情報の取扱者数は、市民税課職員及び業務委託先の従業員約99人、そして、過去に重大事故の発生は起きていない。以上のことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。全項目評価に該当した事務については、番号法第27条及び第28条、規則並びに指針に基づき、評価書作成から一定期間経過後や保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、住民からの意見を聴取し、意見の反映後に第三者機関による点検（諮問）を行う。

個人の市・県民税・森林環境税に関する賦課に必要な情報の申告受付において、本人や本人の代理人等から提出される市・県民税申告書を紙媒体にて受理していた。

令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）において、地方税務手続のデジタル化推進施策として、電子申告・申請に係る対象手続きの拡大が示され、今般、令和8年1月から新たにマイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンライン申請受付を開始することとなった。

については、当該オンライン申請受付開始に伴い個人番号利用事務の事務フローに変更が生じることから、個人の市・県民税・森林環境税に関する事務について再評価を実施したため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、現行の特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1184号により承認を受けている。

(2) 評価書の概要

ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム
個人の市・県民税・森林環境税に関する事務及び使用するシステムは以下のとおり。

(ア) 賦課期日時点居住者の特定個人情報を住民基本台帳システ

ムから宛名管理システムを経由して取得し、本市居住者に市・県民税申告案内及び申告書を送付する。

- (イ) 本人や本人の代理者等から提出される市・県民税申告書や、企業や事業所、年金保険者、他市町村等から提出される紙・電子データの申告・申請・届出等から賦課に必要な情報を取得し、企業や事業所、年金保険者から電子データで申告・申請・届出情報等が提出される場合や、国税庁や税務署から電子データで確定申告書等が提出される場合は、一般社団法人地方税共同機構を経由して、電子申告システムや国税連携システムに申告・申請・届出情報等を格納し、個人住民税システム及び住民税課税支援システムへ連携する。市・県民税申告書や申告・申請・届出情報は特定個人情報に含まれている。
- (ウ) 申告・申請・届出情報を個人住民税システムに入力する。
- (エ) 庁内データ連携により生活保護受給者情報等、賦課に必要な他業務の情報を取得し、個人住民税システムに入力する。
- (オ) 情報提供ネットワークシステムから中間サーバーと団体内統合宛名システムを介して他市町村居住の被扶養者情報を取得する。
- (カ) 賦課決定後、個人住民税システムで納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知データを作成し、通知の作成・発送を行う。
- (キ) 納税者からの申請に基づき、税額減免決定を行い、減免申請に対する税額通知を送付する。
- (ク) 庁内データ連携により、庁内他業務に所得情報等を連携する。
- (ケ) 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムを通じて、他市町村に所得情報等を提供する。

その他の事務は、全項目評価書別添1に記載した事務の内容のとおり。

イ 対象ファイル

(ア) 課税対象者情報ファイル

課税対象者情報ファイルは、番号法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての情報を蓄積したファイルである。ファイルは、個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報（氏名・性別・生年月日・住所）、その他住民票関係情報、地方税関係情報が記録されており、平成27年10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の入手は、本人もしくは代理人からの申請等に加え、市民窓口センター、行政機関・

独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等を介して、都度入手することになる。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税対象者を管理するために使用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は全項目評価書の12ページの委託事項1に記載のとおり。

このファイルの情報は、他自治体との二重課税を防ぐため、紙及び一般社団法人地方税共同機構を介して提供を行う。内容は全項目評価書の13ページに記載のとおり。

このファイルの情報の保管・消去については、地方税法第17条の5（更正・決定等の期間制限）に則り、法定期限の翌日から起算して7年の保存期間が設けられ、期間を過ぎた情報は、必要に応じて物理的に削除を行っている。また、紙媒体については、シュレッダーによる裁断又は市が指定した守秘義務を課した委託業者による廃棄処分を行っている。

(イ) 課税資料ファイル

課税資料ファイルは、番号法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての課税資料情報を蓄積したファイルである。このファイルは、個人番号、その他識別情報（内部番号）、その他住民票関係情報、地方税関係情報が記録されているもので、課税対象者情報ファイルと同様に、平成27年10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人もしくは代理人からの申請等に加え、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等、民間事業者を介して、都度入手するもの。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税資料の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は全項目評価書の29ページの委託事項1に記載のとおり。

このファイルの情報は、他自治体との二重課税を防ぐため、紙及び地方税共同機構を介して提供を行う。内容は全項目評価書の30ページに記載のとおり。このファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取り扱いとしてい

る。

(ウ) 課税台帳情報ファイル

課税台帳情報ファイルは、番号法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての総合的な課税情報を蓄積したファイルである。このファイルは、個人番号、その他識別情報（内部番号）、地方税関係情報が記録されているもので、課税対象者情報ファイルと同様に、平成27年10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人もしくは代理人からの申請等に加え、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等を介して、都度入手するもの。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税資料の名寄せ及び各資料の合算を行い、課税台帳を作成する際に利用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は全項目評価書の45ページの委託事項1に記載のとおり。

このファイルの情報は、国や県、他市町村に情報提供ネットワークシステムを介した提供や他課業務において市民サービスを行う上で必要なため、庁内連携システムを介した移転が行われる。それぞれの提供先・移転先の業務等については全項目評価書別添4、別添5の一覧に記載のとおり。

このファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取り扱いとしている。

(エ) 個人住民税課税情報ファイル

個人住民税課税情報ファイルは、番号法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての当初時期の課税情報を蓄積したファイルである。このファイルは、個人番号、4情報（氏名・性別・生年月日・住所）、その他住民票関係情報、地方税関係情報が記録されているもので、平成29年1月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人もしくは代理人からの申請等に加え、市民窓口センター、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等、民間事業者を介して、都度入手するもの。なお、このファイルを取

り扱う担当課は市民税課で、課税資料の名寄せ及び各資料の合算処理を行う際に利用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務、申告受付派遣業務、及び賦課資料データエントリー業務の3業務については派遣契約または業務委託契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は全項目評価書の70ページの委託事項1に記載のとおり。申告受付派遣業務は、本市の申告受付窓口で申告書受付事務及びシステムへの入力作業の支援を行うもので、内容は全項目評価書の71ページの委託事項2に記載のとおり。賦課資料データエントリー業務は、賦課資料のデータエントリーを行うもので、内容は全項目評価書の72ページの委託事項3に記載のとおり。

このファイルの情報は、提供及び移転は行っていない。

このファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取り扱いとする。

ウ しきい値判断の結果

(ア) 評価対象の事務の対象人数

約44万人

(賦課期日時点で本市に住所を有する個人、または本市内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者、及びその扶養親族)

(イ) 特定個人情報ファイルの取扱者数

約99人

(市民税課職員：約68人(会計年度任用職員含む) 申告受付派遣業務：7人、賦課資料データエントリー業務：約15人、システムエンジニア派遣業務：9人)

(ウ) 過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無

なし

(エ) 評価実施機関

藤沢市長 (所管部署 財務部市民税課)

(オ) 公表しない部分の有無

なし

(カ) 特定個人情報ファイルの保有時期

平成27年10月から

(キ) リスク及び対策

リスクについては、ファイルに関するリスクは大きく分けて特定個人情報の入手及び使用、ファイルの取扱いの委託、提供・移転、情報提供ネットワークとの接続、保管・消去の6項目について、それ以外のリスクについては監査や従業員に対する教

育・啓発、その他の対策の3項目について明記している。

(3) 特定個人情報保護評価書の主な変更点

主な変更箇所を次のとおり抜粋。詳細については評価書の「変更箇所」を要参照。

ア 「Ⅰ 基本情報＞2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」に次の項目を追加。

システム7：個人住民税申告ポータル

システム8：マイナポータル申請管理

イ 「Ⅰ 基本情報＞別添1」のフロー図を修正。

ウ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（課税資料ファイル）＞3.

特定個人情報の入手・使用＞②入手法」に次の項目を追加。

マイナポータル申請管理

エ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（課税資料ファイル）＞3.

特定個人情報の入手・使用＞⑧使用方法」に次の項目を追加。

個人住民税申告ポータル

オ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（課税資料ファイル）＞6.

特定個人情報の保管・消去＞①保管場所」に次の項目を追加。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

・マイナポータル上で管理される。

・システム内のデータは、権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室に設置されたサーバ内に保管している。

カ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（課税資料ファイル）＞6.

特定個人情報の保管・消去＞③消去方法」に次の項目を追加。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

・申請データは一定期間後に削除される。

・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを自治体システムに移行した後、適宜消去する。

キ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク

対策（課税資料ファイル）＞2. 特定個人情報の入手＞リスク

1：目的外の入手が行われるリスク＞対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」に次の項目を追加。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。

ク 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク

対策（課税資料ファイル）＞2. 特定個人情報の入手＞リスク

3：入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク＞入手の際の本

人確認の措置の内容」に次の項目を追加。

＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞

- ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

ケ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞2. 特定個人情報の入手＞リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追加。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

コ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞3. 特定個人情報の使用＞リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク＞ユーザー認証の管理＞具体的な管理方法」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・専用端末でのみ閲覧取得が可能であり、専用端末は利用する職員ごとにログイン時に生体認証で行っている。
- ・職員等の採用・異動・出向・退職時等には、速やかに生体認証の設定や更新を行う。

サ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞3. 特定個人情報の使用＞リスク3：従事者が業務外で使用するリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。

シ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞3. 特定個人情報の使用＞リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。
- ・マイナポータル申請管理の申請データのダウンロード履歴は

自動的に記録される。

ス 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞7. 特定個人情報の保管・消去＞リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

・再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。

セ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル、課税台帳ファイル）＞7. 特定個人情報の保管・消去＞リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞消去手順＞手順の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

・申請データは一定期間後に削除される。

・LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について適宜行う。

(4) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2025年（令和7年）7月 2日から

2025年（令和7年）7月31日まで

イ 意見聴取の結果

意見なし

(5) 提出書類

ア 特定個人情報保護評価書（案）

イ 番号法（抜粋）

ウ 規則

エ 指針

オ 令和4年度税制改正の大綱（抜粋）

カ 個人住民税申告見積参考資料

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べている。

ア 令和6年に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し（答申第1184号）、同年に全項目評価を実施した。

イ 指針第6の2（2）に、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個

個人情報保護評価を再実施するものとする、と規定されていることから、全項目評価を再実施するため、本評価書を作成した。

(ア) 本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載した。

(イ) しきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約44万人分であるため、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。なお、特定個人情報ファイルの取扱者数は、市民税課職員及び業務委託先の従業員約99人である。

(ウ) 過去に特定個人情報に関する重大事故の発生は起きていない。

ウ 指針第5の3(3)イに、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されていることから、2025年(令和7年)7月2日から同年7月31日までの間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなかった。

エ 指針第5の3(3)イに、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする、と規定されていることから、今回、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、第三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定める実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の主な変更箇所について、次のとおり述べている。

ア 「Ⅰ 基本情報>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」に次の項目を追加。

システム7: 個人住民税申告ポータル

システム8: マイナポータル申請管理

イ 「Ⅰ 基本情報>別添1」のフロー図を修正。

ウ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル)>3.

特定個人情報の入手・使用>②入手法」に次の項目を追加。

マイナポータル申請管理

エ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル)>3.

特定個人情報の入手・使用>⑧使用方法」に次の項目を追加。

個人住民税申告ポータル

- オ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（課税資料ファイル）＞6．
特定個人情報の保管・消去＞①保管場所」に次の項目を追加。
＜マイナポータル申請管理における措置＞
- ・マイナポータル上で管理される。
 - ・システム内のデータは、権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室に設置されたサーバ内に保管している。
- カ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（課税資料ファイル）＞6．
特定個人情報の保管・消去＞③消去方法」に次の項目を追加。
＜マイナポータル申請管理における措置＞
- ・申請データは一定期間後に削除される。
 - ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを自治体システムに移行した後、適宜消去する。
- キ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞2．特定個人情報の入手＞リスク1：目的外の入手が行われるリスク＞対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」に次の項目を追加。
＜マイナポータル申請管理における措置＞
- ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
- ク 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞2．特定個人情報の入手＞リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク＞入手の際の本人確認の措置の内容」に次の項目を追加。
＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞
- ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
- ケ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞2．特定個人情報の入手＞リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追加。
＜マイナポータル申請管理における措置＞
- ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化

している。

コ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞3. 特定個人情報の使用＞リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク＞ユーザー認証の管理＞具体的な管理方法」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・専用端末でのみ閲覧取得が可能であり、専用端末は利用する職員ごとにログイン時に生体認証で行っている。
- ・職員等の採用・異動・出向・退職時等には、速やかに生体認証の設定や更新を行う。

サ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞3. 特定個人情報の使用＞リスク3：従事者が業務外で使用するリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。

シ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞3. 特定個人情報の使用＞リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。
- ・マイナポータル申請管理の申請データのダウンロード履歴は自動的に記録される。

ス 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル）＞7. 特定個人情報の保管・消去＞リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞リスクに対する措置の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。

セ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（課税資料ファイル、課税台帳ファイル）＞7. 特定個人情報の保管・消去＞リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞消去手順＞手順の内容」に次の項目を追記。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・申請データは一定期間後に削除される。
- ・LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について適宜行う。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

以 上